

○滝沢市自治基本条例検証委員会条例

平成28年3月22日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、滝沢市自治基本条例（平成26年滝沢市条例第1号。以下「自治基本条例」という。）第35条第1項の規定に基づき、滝沢市自治基本条例検証委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、自治基本条例第35条第2項の規定により、自治基本条例の運用状況及び地域づくりに関し、調査及び審議をするものとする。

2 委員会は、自治基本条例第35条第3項の規定により、市長の諮問に応じ、調査及び審議をし、答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市内で活動を行う団体から推薦された者
- (4) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、4年とし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは報告又は意見を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

ただし、委員会の運営、議事等に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。